

写

2 消安第 3957 号
令和 2 年 12 月 7 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

今般、令和 2 年 11 月 5 日の香川県での高病原性鳥インフルエンザの発生以降、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県及び広島県で発生が確認されており、今シーズンは全国的に本病の発生リスクが極めて高いと考えられます。このため、以下の項目につきまして、飼養衛生管理者に対し一斉点検を行うよう指導願います。

つきましては、至急下記事項の遵守状況を飼養衛生管理者自ら点検し、その結果について令和 2 年 12 月 11 日（金）までに別添様式にて御報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目 13）
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目 14）
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目 15）
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目 20）
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目 21）
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目 24）
- 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目 26）

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課
病原体管理班 古庄
TEL：03-6744-7144